

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社 アルファー 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 80%以上

<対策>

- 令和7年4月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2 : 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月～管理職を対象とした意識改革のための研修の実施
- 令和7年4月～業務量の見直し、DX化による業務の効率化などの取組実施
- 令和7年4月～各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3 : 妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和7年4月～社内ネットワークへの掲示や説明会による社員への相談窓口の周知